

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

和光市監査委員



監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年3月31日

和光市監査委員 山田 史明

和光市監査委員 菅原 満

令和2年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和2年11月30日から令和3年2月26日まで（委員監査日：令和3年2月15日）

3 監査の範囲

令和元年度における出納その他の事務の執行について

4 監査選定基準及び監査対象団体

令和2年度監査計画に基づき、市が資本金4分の1以上を出資している団体の中から次のとおり抽出した。

(1) 出資団体

一般財団法人和光市学校給食協会

(2) 所管課

教育委員会事務局 学校教育課

5 監査の着眼点

(1) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適正か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。

キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。

（ア）出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

（イ）現金預金・投資有価証券についての通帳、残高証明書、証券会社保管書などの残高は適正か。

（ウ）固定資産は固定資産台帳に正しく記録されているか。

（エ）支払決裁者と送金担当者の役割は適正に分離されているか。

（オ）諸謝金についての規程、内規、りん議書など計算根拠は適正か。

（カ）決算事務の流れは適正か。

（キ）りん議書など決裁文書は適正に作成されているか。

（ク）法定の事務所備え置き書類は適正に保管されているか。

（ケ）「事務所掲示」による公示場所などの状況は適正か。

(コ) 事務所賃貸契約書・外注（委託）契約書・会計監査契約書などの契約書類は適正に作成されているか。

ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約について契約事務は適切か。

シ 出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

セ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

ソ 公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとった事業運営が行われているか。

(ア) 遵守基準関係について

・財務3基準が守られているか（抵触の場合の説明要請、解決策示唆など）。

・共通収益・費用の配賦基準の考え方は適正か。

・特定資産等の減少原因は取崩しではないか。また、手続きを遵守しているか。

・法人会計の剰余金発生事由は適正か。

・定期提出書類記載内容が正しく報告されているか。

(2) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 地方独立行政法人について、中期目標等による目標管理、中期計画及び各事業年度に係る業務の実績評価は適切に行われているか。

キ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。また、職員が派遣先で行う業務は、法に定めるものであるか。

ケ 有価証券の保管は良好か。

6 監査の方法

監査対象団体及び監査対象所管課より必要な資料を求め、当該事務が適正に執行されているかを主眼とし、関係書類の調査を行うとともに関係職員から説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 出資団体の概要

(1) 設立目的

財団法人和光市学校給食協会（以下「給食協会」という。）は、和光市立学校の給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図ることを目的として、昭和55年3月24日に設立し、同年4月4日に登記している。その後、平成24年5月に一般財団法人に移行した。

(2) 事業

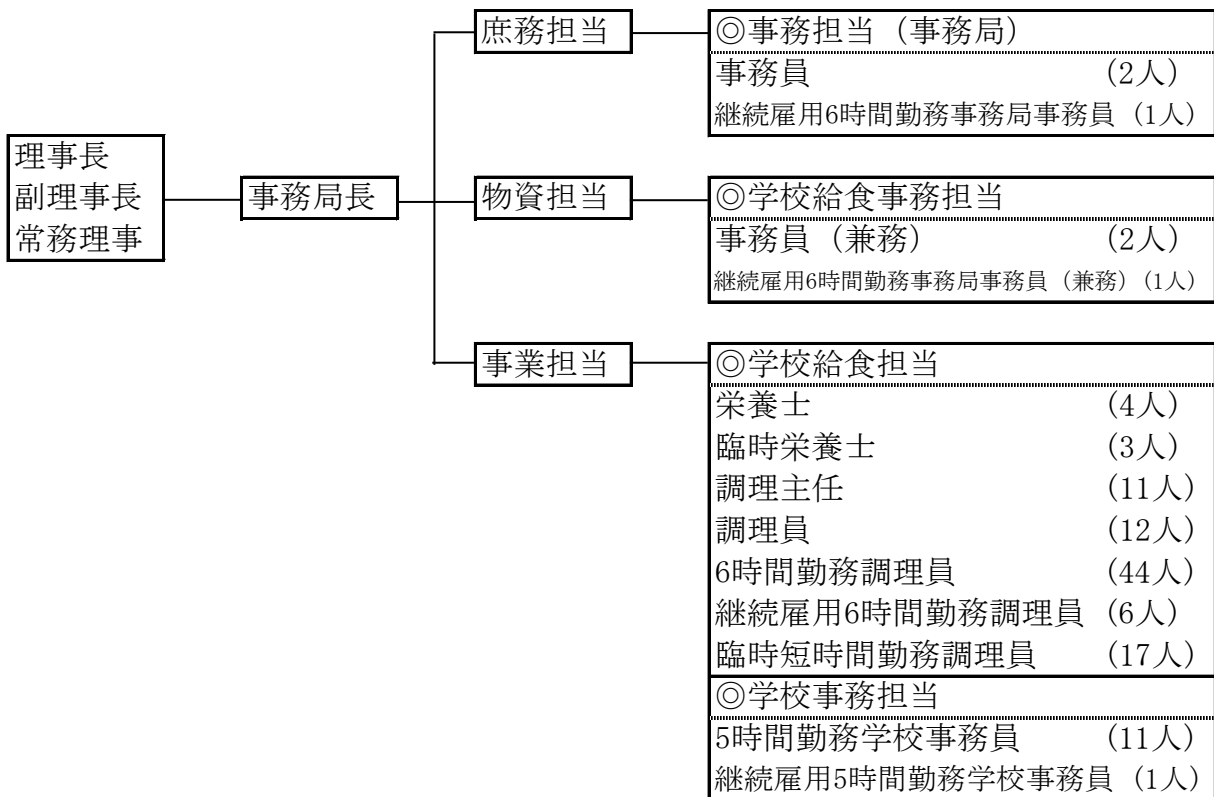
給食協会は、設立の目的を達成するため、学校給食用物資の調達斡旋、学校給食用物資代金の回収及び支払、学校給食の調理業務の受託、学校給食実施上必要な講習会、研究会等の開催、学校給食の普及奨励に必要な事業及びその他目的を達成するために必要な事業を実施している。

(3) 組織

ア 役員及び評議員の体制

理事	5名	教育長、教育部長、教育委員会事務局次長、企画部長、総務部長
監事	2名	会計管理者、識見を有する者
評議員	28名	白子小学校校長、新倉小学校校長、第三小学校校長、第四小学校校長、第五小学校校長、広沢小学校校長、北原小学校校長、本町小学校校長、下新倉小学校校長、大和中学校校長、第二中学校校長、第三中学校校長、各校PTA・保護者代表、和光市婦人会会長、和光市体育協会副会長、識見を有する者、和光市商工会女性部役員

イ 業務組織



2 実績

(1) 学校給食業務受託に関する事業の実施状況

	給食実施日数	給食対象人員		給食実施延食数	給食用物資購入代金
		児童・生徒	職員等		
白子小学校	167	540	41	95,959	24,422,557
新倉小学校	167	517	41	99,027	25,156,681
第三小学校	167	394	29	70,330	17,595,982
第四小学校	167	461	40	82,913	20,828,809
第五小学校	167	661	45	117,626	29,637,644
広沢小学校	167	467	40	84,219	20,738,347
北原小学校	167	433	27	80,849	20,281,570
本町小学校	167	310	29	57,030	14,463,650
下新倉小学校	167	502	43	91,863	22,503,399
大和中学校	167	765	60	135,209	39,115,729
第二中学校	167	413	40	75,202	21,781,785
第三中学校	167	487	40	86,693	24,811,838
和光市教育委員会					9,863,508
		5,950	475	1,076,920	291,201,499

※下新倉小学校は調理業務を受託していないため参考数値

※和光市教育委員会の金額は、給食停止によりキャンセル不可等の物資購入代金に対して、学校臨時休業対策費補助金を原資とした市からの支払い金額

(2) 講習会・研修会等の実施及び参加状況

(◎は給食協会主催事業)

名称	日程	参加人数	場所
◎新採用者研修会	平成31年4月1日	4	市役所会議室
◎調理員研修会	平成31年4月3日	23	市役所会議室
学校給食衛生管理講習会	令和元年6月4日	6	さいたま市民会館うらわ
職場のハラスメント（セクハラ・パワハラ等）対策セミナー	令和元年7月25日	1	JA共済埼玉ビル
食の安全に関する調理員講習会	令和元年7月25日（午後） 令和元年7月26日	8	国立オリンピック記念 青少年総合センター
◎安全衛生講習会	令和元年8月21日（午前）	96	和光市総合体育館
◎調理員夏季講習会	令和元年8月23日	82	中央公民館会議室
彩の国学校給食研究大会	令和元年11月1日	2	さいたま市民会館うらわ
食品衛生実務講習会	令和2年1月29日	2	朝霞市民会館ゆめばれす
労務管理講習会	令和2年2月4日	1	新都心ランドアクシスタワー
和光市企業同和問題研修会	令和2年2月6日	1	市役所会議室

(3) 理事会の実施状況

開催日	審議事項	結果
平成31.4.1	議案第1号 一般財団法人和光市学校給食協会代表理事の選定について	可決
	議案第2号 一般財団法人和光市学校給食協会副理事長の選定について	可決
	議案第3号 一般財団法人和光市学校給食協会業務執行理事（常務理事）の選定について	可決
	議案第4号 一般財団法人和光市学校給食協会評議員選定委員会委員の選任について	可決
	議案第5号 一般財団法人和光市学校給食協会評議員選定委員会委員の選任について	可決
令和元.5.21	議案第6号 平成30年度一般財団法人和光市学校給食協会事業報告及び収支決算について	承認
	議案第7号 一般財団法人和光市学校給食協会評議員会の招集について	可決

令和元. 11. 6	議案第 8 号	令和元年度一般財団法人和光市学校給食協会上半期事業概要及び予算執行状況について	承認
	議案第 9 号	一般財団法人和光市学校給食協会臨時職員就業規則の一部を改正する規則を定めることについて	可決
	議案第 10 号	一般財団法人和光市学校給食協会臨時短時間勤務調理員就業規則の一部を改正する規則を定めることについて	可決
	議案第 11 号	一般財団法人和光市学校給食協会短時間勤務調理員賃金規程の一部を改正する規程を定めることについて	可決
	議案第 12 号	一般財団法人和光市学校給食協会継続雇用職員賃金規程の一部を改正する規程を定めることについて	可決
令和元. 11. 29	議案第 13 号	一般財団法人和光市学校給食協会代表理事の選定について	可決
	議案第 14 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事長の選定について	可決
令和2. 2. 17	議案第 15 号	一般財団法人和光市学校給食協会社印規程の一部を改正する規程を定めることについて	可決
	議案第 16 号	一般財団法人和光市学校給食協会嘱託職員就業規則の一部を改正する規則を定めることについて	可決
	議案第 17 号	一般財団法人和光市学校給食協会職員給与規則の一部を改正する規則を定めることについて	可決
令和2. 3. 19	議案第 18 号	令和 2 年度一般財団法人和光市学校給食協会事業計画及び収支予算を定めることについて	可決
	議案第 19 号	一般財団法人和光市学校給食協会定款の一部を改正する定款を定めることについて	可決
	議案第 20 号	一般財団法人和光市学校給食協会評議員会の招集について	可決

(4) 評議員会の実施状況

開催日	審議事項		結果
令和元. 5. 31	議案第 1 号	平成 30 年度一般財団法人和光市学校給食協会事業報告及び収支決算について	承認
	議案第 2 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事の選任について	可決
令和元. 11. 29	議案第 3 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事の選任について	可決
令和2. 3. 30	議案第 4 号	令和 2 年度一般財団法人和光市学校給食協会事業計画及び収支予算を定めることについて	承認
	議案第 5 号	一般財団法人和光市学校給食協会定款の一部を改正する定款を定めることについて	可決
	議案第 6 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事の選任について	可決
	議案第 7 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事の選任について	可決
	議案第 8 号	一般財団法人和光市学校給食協会理事の選任について	可決

(5) 監事会の開催状況

開催日	監査事項
令和元. 5. 20	平成 30 年度決算監査
令和元. 10. 30	令和元年度中間監査

(6) 契約に関する事項

契約日	相手方	契約内容
平成31. 4. 1	和光市	平成 31 年度学校給食業務委託契約を締結 委託料 314,606,000円
平成31. 4. 1	給食物資納入業者 (26事業所)	平成 31 年度給食物資売買契約を締結
令和元. 8. 1	株式会社アンデス	令和元年度給食物資売買契約を締結
令和元. 10. 1	(一財)十日町地域地場 産業振興センター	給食物資(精米)売買契約を締結 契約期間は令和元年10月1日～令和2年3月31日

3 収支状況

(1) 正味財産増減計算書

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利益	255	255	0
事業収益			
給食業務受託収益	314,606,000	311,358,000	3,248,000
物資支払収益	291,201,499	296,816,835	△ 5,615,336
寄附金	0	0	0
雑収益			
受取利息	804	780	24
過年度消費税還付金	0	7,131,700	△ 7,131,700
経常収益計	605,808,558	615,307,570	△ 9,499,012
(2) 経常費用			
事業費			
給料・手当	226,549,289	213,753,789	12,795,500
退職給付費用	640,000	7,747,000	△ 7,107,000
法定福利費	34,240,664	31,181,384	3,059,280
福利厚生費	1,454,774	1,786,234	△ 331,460
旅費交通費	15,480	17,720	△ 2,240
消耗品費	342,664	328,658	14,006
印刷費	16,740	0	16,740
物資購入費	291,201,499	296,816,835	△ 5,615,336
手数料	4,808	4,752	56
被服費	1,113,020	1,350,400	△ 237,380
委託料	721,733	675,859	45,874
支払負担金	46,641	52,940	△ 6,299
租税公課	22,404,100	19,806,000	2,598,100
返還金	4,916,087	12,925,264	△ 8,009,177
管理費			
報酬	410,000	410,000	0
給料・手当	15,772,266	13,981,695	1,790,571
退職給付費用	409,000	447,000	△ 38,000
法定福利費	2,268,611	2,120,630	147,981
福利厚生費	45,000	46,996	△ 1,996
諸謝金	3,684	7,434	△ 3,750
旅費交通費	5,110	3,400	1,710
交際費	10,000	0	10,000
消耗品費	139,906	344,608	△ 204,702
修繕費	50,000	0	50,000
燃料費	13,661	9,639	4,022
通信運搬費	192,526	175,065	17,461
手数料	94,386	84,392	9,994
保険料	315,500	269,570	45,930
委託料	122,650	120,420	2,230
使用料	29,114	20,413	8,701
賃借料	864,536	861,840	2,696
支払負担金	53,700	53,700	0
租税公課	1,318,400	1,616,700	△ 298,300
返還金	23,009	1,155,533	△ 1,132,524
過年度返還金	0	7,131,700	△ 7,131,700
経常費用計	605,808,558	615,307,570	△ 9,499,012

当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
車両運搬具売却損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額			0
一般正味財産期首残高	△ 1	△ 1	0
一般正味財産期末残高	△ 1	△ 1	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	2,999,999	2,999,999	0

(2) 貸借対照表

令和2年3月31日現在(単位:円)

科 目	当年度決算	前年度決算	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	25,373,255	34,526,396	△ 9,153,141
学校未収金	12,471,979	22,130,444	△ 9,658,465
流動資産合計	37,845,234	56,656,840	△ 18,811,606
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	56,855,024	56,044,344	810,680
減価償却引当資産	0	0	0
特定資産合計	56,855,024	56,044,344	810,680
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	59,855,024	59,044,344	810,680
資産合計	97,700,258	115,701,184	△ 18,000,926
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,670,478	32,556,799	△ 6,886,321
物資未払金	12,471,979	22,130,444	△ 9,658,465
預り金	554,178	2,110,718	△ 1,556,540
流動負債合計	38,696,635	56,797,961	△ 18,101,326
2. 固定負債			
退職給付引当金	56,003,624	55,903,224	100,400
固定負債合計	56,003,624	55,903,224	100,400
負債合計	94,700,259	112,701,185	△ 18,000,926
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本金	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
2. 一般正味財産			
車両運搬具売却損	△ 1	△ 1	0
正味財産合計	2,999,999	2,999,999	0
負債及び正味財産合計	97,700,258	115,701,184	△ 18,000,926

4 監査委員の意見

市が出資している一般財団法人和光市学校給食協会及び教育委員会学校教育課について、現地調査、補助監査及び監査委員による監査を行った結果、契約書、仕様書、事業計画書等に基づき、事業運営がおおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部において改善・検討を要する事項も見受けられたので、意見として以下のとおり述べる。

(1) 出資団体について

管理・運営体制については、契約書、仕様書、事業計画書に基づき、管理運営体制、職員配置、職員研修、個人情報管理、設備の維持管理、危機管理等が適正に執行されていることを事業報告書等により確認した。伝票検査では、事業予算の執行伝票を1か月分抽出して検査したところ、適正に事務処理されていたことが確認できた。

事務局職員による補助監査では、主なものとして、令和元年度決算概要、給食物資の購入から支払い手続き、協会の諸規程、各種届出書、学校給食業務委託料の精算などについて質疑を行ったが、各種規程を調査したところでは、定款その他の書類において、設立者及び設立者の拠出金に関する事項の記載が見当たらず、定款作成の経緯について確認を要すると思われた。

(2) 出資団体に対する指導監督等について（所管課）

学校給食協会の事業や決算、上半期並びに下半期の事業執行、予算執行について、理事長、副理事長、常務理事が定められた時期に確認されていたことが確認できた。また、学校給食関係職員の資質向上や調理技術の向上のため、毎年研修も実施されており、学校給食協会との意見交換や情報共有も行われていた。

新型コロナウイルスの影響による学校の臨時休校と休校に伴う給食停止に関する補償については、適正に処理がなされていた。

各学校において、学校給食協会派遣の事務員に学校給食以外の一部の学校事務を委託している点については、今後、業務委託内容を精査するとともに、ITの有効活用による事務の効率化や学校給食費の公会計化とも併せて検討をお願いしたい。

最後に、学校給食においては、食物アレルギーや食中毒への対応も重要であり、今後とも安全面に留意する必要がある。また、調理での調理員の安全確保にも留意をするよう併せてお願いしたい。□

和光市においては、地場産野菜の使用や食育の推進などについて積極的に取り組んでおり、児童・生徒の健康増進や地産地消の推進に資するこの取り組みに努めることを要望する。